

# ボルデテラ・ブロンキセプチカ・パスツレラ・ムルトシダ混合 (アジュバント加)トキソイド

平成 19 年 5 月 18 日 (告示第 693 号) 一部改正

動生剤基準のボルデテラ・ブロンキセプチカ・パスツレラ・ムルトシダ混合 (アジュバント加) トキソイドの 3.4.3、3.4.6 及び 3.4.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。  
また、小分製品について同基準のボルデテラ・ブロンキセプチカ・パスツレラ・ムルトシダ混合 (アジュバント加) トキソイドの 3.3.2.1 の規定を準用して試験を行うものとする。